

平成 29 年度福岡市障がい福祉サービス事業者等説明会  
(集団指導)

～共同生活援助の事業者指導等について～

平成 29 年 6 月 1 日・2 日  
福岡市保健福祉局障がい者部  
障がい者施設支援課社会参加支援係

目次

- 1 事業者指導について
- 2 防火安全体制の徹底について

## 1 事業者指導について

### (1) 集団指導（事業者説明会）

必要な指導の内容に応じ、指導の対象となる障がい福祉サービス事業者等に一定の場所に集まっていたいただき、講習等の方法により行います。

基本的に年に1回、新たな制度概要や事業所運営の留意点等の説明も行います。

### (2) 実地指導

指導の対象となる障がい福祉サービス事業者等（別途選定）の事業所において、指定基準について事業所の備品・設備及び関係書類を確認します。

## 2 平成29年度実地指導重点項目について

### (1) 遵守すべき主な基準等

#### ○人員、設備、運営に関する基準

##### （基準条例）

- ・福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例  
（平成24年福岡市条例第59号）
- ・福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例  
（平成24年福岡市条例第57号）

##### （解釈通知）

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について  
（平成18年12月6日障発第1206001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

#### ○報酬関係

##### （報酬告示）

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
（平成18年厚生労働省告示第523号）

##### （留意事項通知）

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について  
（平成18年10月31日障発第1031001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

### (2) 平成28年度の実地指導結果

#### ①事業所数

（対象事業所）9事業所 （指摘事業所）9事業所（100%）

#### ②指摘数

（文書指摘）延べ15項目 （口頭指摘）延べ48項目

### ③指摘が多かった主な項目

ア	個別支援計画の作成	(文書) 延べ	6事業所	(口頭) 延べ	1事業所
イ	訓練給付費の算定	(文書) 延べ	7事業所		
ウ	勤務体制の確保等	(文書) 延べ	1事業所	(口頭) 延べ	5事業所
エ	従業員の員数	(文書) 延べ	1事業所		
オ	サービス提供の記録			(口頭) 延べ	5事業所
カ	預り金			(口頭) 延べ	5事業所

### (3) 平成29年度実地指導重点項目及び留意事項

平成28年度の実地指導の結果、適切な取扱いがなされていない事業所が多かった項目を重点的に見ますが、そのほかの項目についても上記(1)で掲載した遵守すべき基準等に照らし合わせて確認します。

#### ① 個別支援計画の作成

個別支援計画は、利用者へのサービスの質の確保のため、その作成に関して、基準条例において細かく手順が定められています。

#### 【作成手順】

- 1 管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、アセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、個別支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議(利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- ① 定期的に利用者に面接すること。
- ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 2から7までの規定は、8に規定する個別支援計画の変更について準用する。

#### 【指摘事例】

例1) 個別支援計画の見直しが適正になされていない(作成されていない)。

⇒ 6月に1回以上見直しをすること。

例2) アセスメントに当たって、面接を行ったが、面接を行ったことが確認できない。

⇒ 面接の記録を作成すること。

例3) 個別支援計画の作成に係る会議を開催していない(開催したことが確認できない)。

⇒ 会議を開催すること(会議記録を作成すること)。

例4) 個別支援計画は作成しているが、原案を作成していない(原案の作成が確認できない)。

⇒ 原案を作成すること(原案を保管すること)。

例5) モニタリングを実施しているが、記録が不十分。

⇒ 実施日、担当者名等及び内容について適切に記録すること

## ② 訓練等給付費の算定

訓練等給付費は、報酬告示及び留意事項通知に基づいて適正に請求していただく必要があります。

### ○ 適正な従業者数(常勤換算数)確保

基準条例において、共同生活援助事業所に配置すべき人員基準が定められており、これに満たない場合は、報酬の減算対象となる場合があります。

### ○ 個別支援計画に基づくサービスの提供

個別支援計画については、指定基準に基づいて作成されていない場合は、報酬の減算対象となります。

### ○ その他各種加算・減算

報酬の加算・減算等については、報酬告示に基づき、適正に算定するとともに、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書による遺漏のない届出が必要で(届出が必要なもののみ)。

【指摘事例】

例1) 日中支援加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)

日中支援加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定する場合、日中の支援従事者を加配しなければならないが、なされていない。

⇒ 日中の支援従事者が加配されていない場合は、日中支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定しないこと。

例2) 夜間支援等体制加算

夜間支援等体制加算について、利用者が外泊した場合に算定している。

⇒ 利用者が外泊した際には、算定しないこと。

例3) 夜間支援等体制加算(Ⅰ)

加算を算定しているが、勤務体制が夜勤とみなされない。

⇒ 算定できない。従業者の勤務体制を見直すこと。

例4) 帰宅時支援加算

帰宅時支援加算を算定したが、当該利用者の居宅等における生活状況等に関する記録がない。

⇒ 記録がない場合は、加算は算定できない。

③ 勤務体制の確保等

世話人及び生活支援員の要件等、勤務体制の確保等については、次のとおり定められています。(根拠通知：平成18年12月6日障初第1206001号，平成27年10月9日付保施支第1394号通知)

○ 世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。

○ 勤務体制については、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

勤務体制については、世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別・管理者との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。

【指摘事例】

例) 利用者が共同生活住居で過ごしている日に、世話人が配置されていない。

⇒ 利用者に対する適切な処遇が行えるよう世話人を配置すること。

#### ④ 従業者の員数

世話人及び生活支援員の員数については次のとおり定められています。

【世話人】 共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

【生活支援員】生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

イ 障がい支援区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数

ロ 障がい支援区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数

ハ 障がい支援区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数

ニ 障がい支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数

#### 【指摘事例】

例) 利用者の障がい区分が変更になり、生活支援員の員数が常勤換算による員数を満たさなくなった

⇒ 必要な員数を配置すること

※ 他事業所の業務を兼務する場合等は、当該共同生活援助事業所に従事した時間が明確になるよう、出退勤時間を記録する等、出勤簿を整理すること。

※ 世話人と生活支援員を兼務する場合、それぞれの従事時間数を明確にすること。

#### ⑤ サービス提供の記録

サービス提供の記録については、報酬請求の根拠となる重要な書類であり、適正な記録及び利用者の確認が必要です。

1 指定障がい福祉サービス事業者は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定障がい福祉サービス事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障がい者等からサービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

#### 【指摘事例】

例) 共同生活援助を提供した際に、提供日、サービス内容その他必要な事項を記録していない。また、支給決定障がい者等から確認を受けていない。

⇒ 記録及び確認を受けること。

## ⑥ 預り金

預り金については、その出納管理にかかる費用を利用者から徴収する場合には、

- 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、
- 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、
- 利用者との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類等を備えていること等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となります。

また、利用者から出納管理にかかる費用を徴収する場合にあつては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取り扱いは認められないものとしています。

※根拠通知：平成18年12月6日障発第1206002号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取り扱いについて」等

### 【指摘事例】

例) 預り金の出納に際し、複数の者による確認が行われていない。

⇒ 適切な管理が行われるよう、複数の者による確認体制を整えること。

## ⑦ 非常災害対策

非常災害対策については、従来の基準省令における規定に、安全確保のための行動手順の整備並びに利用者及び従業者への周知方法に関する項目を追加した基準条例を制定しています。

- 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制並びに安全確保のための行動手順（以下「行動手順等」という。）を整備し、それらを利用者及び従業者に対し定期的に周知する方法を定め実施しなければならない。
- 事業者は、行動手順等を、事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない

### 【指摘事例】

例1) 非常災害に関する具体的計画が定められていない。

⇒ 非常災害に関する具体的計画を定めること。

※障がい福祉サービス事業所等のための防災計画策定の手引き（福岡市モデル）

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/32420/1/zaitaku3.pdf>

例2) 避難、救出その他の必要な訓練が定期的に行われていない。

⇒ 定期的（年2回以上）に避難、救出その他の必要な訓練を行うこと。

例3) 行動手順等を掲示していない。

⇒ 基準条例において、事業所の見やすい場所に掲示しなければならないとされているため、掲示すること。

なお、利用者の障がい特性等により、掲示が極めて困難な場合は、掲示すべき事項に関する書類を綴じたファイルを事業所の見やすい場所に設置することも可。

※ 行動手順の掲示については、各共同生活住居の見やすい場所に掲示し、非常災害時に利用者及び従業員の安全確保が図られるようにしてください。

## ⑧ その他

○ 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならないとされています。

また、事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないとされています。

研修を実施した際の記録（実施日・研修内容・資料・参加者一覧）をつけてください。従業員が外部研修に参加した場合も、研修受講報告等により確認してください。

## 2 防火安全体制の徹底について

平成27年3月20日付けで「障がい者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」通知したところですが、以下について、点検未実施の事業所は早急に点検するようお願いします。

### (1) 非常災害対策の適切な実施

グループホームを運営する事業者は、指定基準第213条及び第213条の12において準用する第70条の定める非常災害対策について、同条に定める事項の実施状況について、点検すること。

点検の結果、適切な対応がとられていない場合には、速やかな対応を講じること

#### 【点検事項】

- ①非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ②非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の構築状況
- ③①及び②の事項の定期的な従業員に対する周知状況
- ④定期的な避難訓練の実施状況

### (2) 地域住民等との連携

指定基準第213条及び第213条の12において準用する第70条第1項に定める関係機関への通報及び連絡体制の整備に当たって、策定された非常災害に関する具体的計画等をより効果的なものとするためには、日頃から消防団や近隣住民との連携を図



ることが極めて重要であり、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りに努めること。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

①消防団や近隣住民との連携状況

(3) 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

指定基準第213条及び第213条の12において準用する第70条第1項に定める消火設備の設置状況について点検すること。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

平成25年の消防法施行令の改正に伴い、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われ、延べ面積275㎡未満で重度の障がい者が多く入居するグループホーム等において新たに原則スプリンクラーの設置が義務付けられること等とされる。見直し後の基準については、既存施設は平成30年4月から、新規施設は平成27年4月から適用されることとなるが、見直し後の基準が施行される前であってもできるだけ早期に必要な消防設備の設置が促進されるよう努めること。

【点検事項】

① 消防法その他法令等に規定された設備の設置状況

問い合わせ先：各消防署